

令和3年版

# やいた元気シニア 地域活動応援ポイント事業 (お元気ポイント事業)

## -ご利用の手引き-



実施主体：矢板市高齢対策課

管理運営機関：矢板市社会福祉協議会

## はじめに

矢板市では、高齢者の皆さんが充実した高齢期を送ることができるよう、また、まちづくりの担い手として活躍できるよう、高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを応援する新しい仕組みとして、「やいた元気シニア地域活動応援ポイント事業（お元気ポイント事業）」を実施しています。

この事業は「介護保険事業」として実施するもので、管理運営機関の矢板市社会福祉協議会（矢板市シニアボランティアセンター）に登録した、介護保険施設等や高齢者サロンなどでの受入拠点等で、「地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）」や、「生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）」を行った高齢者に、その実績に応じて交換可能なポイントを付与します。

貯めたポイントは、交換品への交換や、ボランティア団体などへの寄附に充てることができます。

いつまでも住み慣れた矢板市で、元気に自分らしく暮らせるよう、健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを始めませんか。

# 目次

はじめに

目次

1. 対象となる活動、対象者等	1
2. 事業の流れ	3
3. お元気ポイント管理者	6
4. 地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）	8
5. 生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）	10
6. 受入拠点等	11
7. 登録申請	12
8. 登録の変更	13
9. 登録の取消し	14
10. 登録の期間	15
11. 活動手帳	16
12. お元気ポイントの付与	17
13. お元気ポイントの交換	18
14. Q&A	19
◆事業の概要	19
◆地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）	20
◆生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）	22
◆お元気ポイント事業受入拠点	24
◆活動手帳	28
◆ポイント交換申請	29

# 1. 対象となる活動、対象者

やいた元気シニア地域活動応援ポイント事業は、受入拠点として登録された場所で、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）や生きがいつくり活動（にこにこメイト活動）に参加するとポイントが貯まる仕組みです。



## ①地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）

ボランティア活動を通して社会参加・地域貢献をすることで、地域とつながりを深め、自身の介護予防、健康の維持促進を目的とした活動のことです。

### ◆対象者

市内在住の65歳以上の市民（介護保険第1号被保険者）で、以下の要件を満たす方

- (1) 感染性の疾病が無い（かぜなどの一時的なものは含みません）
- (2) 疾病又は負傷のため入院治療が必要で無い
- (3) 要介護認定又は要支援認定を受けていない
- (4) 市、又は社会福祉協議会が主催する養成講座を受講し、市長が適当と認めた方

### ◆対象となる活動

介護保険施設等、お元気ポイント事業の受入拠点として登録された場所でのボランティア活動、市が開催する介護予防事業への参加、きらりんサポーターを対象とした研修会への参加など ※詳しくは8～9ページ参照

### ◆活動について

- ①きらりんサポーター活動、にこにこメイト活動（1～2ページ参照）の両方の要件を満たす方は、同一年で両活動に登録・参加することが可能です。
- ②きらりんサポーター活動では、活動1回（おおむね1時間以上）につき2ポイントが付与されます。
- ③にこにこメイト活動では、活動1回（おおむね1時間以上）につき1ポイントが付与されます。
- ④年間のポイント上限は両活動合わせて50ポイントです。

※1日のうちで、両活動に参加する際にポイント付与対象となるのは2活動までとなります。3回以上活動をしてポイント付与対象活動とはなりません。

（例1）午前きらりん1回（2ポイント）、午後きらりん1回（2ポイント）、午後にこにこ1回（1ポイント）⇒4ポイント付与

（例2）午前きらりん1回（2ポイント）、午前にこにこ1回（1ポイント）、午後にこにこ1回（1ポイント）⇒3ポイント付与

## ②生きがいつくり活動（にこにこメイト活動）



ご自身の介護予防、健康の維持の促進、社会参加を通じた地域とのつながりなど、生きがいつくりを目的とした活動のことです。

### ◆対象者

市内在住の65歳以上の市民（介護保険第1号被保険者）

### ◆対象となる活動

お元気ポイント事業の受入拠点として登録された場所への参加、市が開催する介護予防事業への参加、市が認めた健康づくり活動等への参加など

※詳しくは10ページ参照

### ◆活動について

①にこにこメイト活動、きらりんサポーター活動（1～2ページ参照）の両方の要件を満たす方は、同一年で両活動に登録・参加することが可能です。

②にこにこメイト活動では、活動1回（おおむね1時間以上）につき1ポイントが付与されます。

③きらりんサポーター活動では、活動1回（おおむね1時間以上）につき2ポイントが付与されます。

④年間のポイント上限は両活動合わせて50ポイントです。

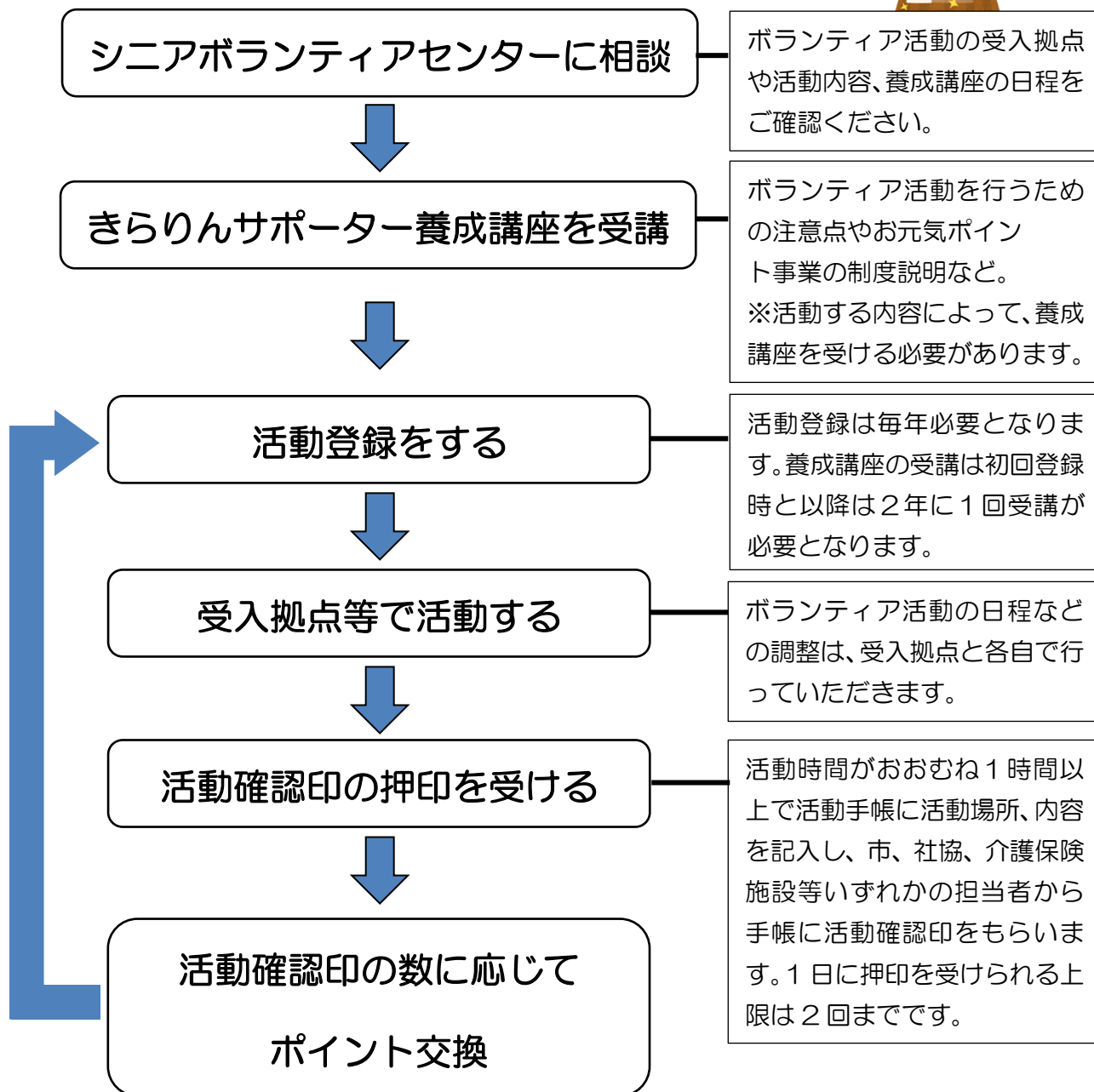
※1日のうちで、両活動に参加する際にポイント付与対象となるのは2活動までとなります。3回以上活動をしてポイント付与対象活動とはなりません。

（例1）午前きらりん1回（2ポイント）、午後きらりん1回（2ポイント）、午後にこにこ1回（1ポイント）⇒4ポイント付与

（例2）午前きらりん1回（2ポイント）、午前にこにこ1回（1ポイント）、午後にこにこ1回（1ポイント）⇒3ポイント付与

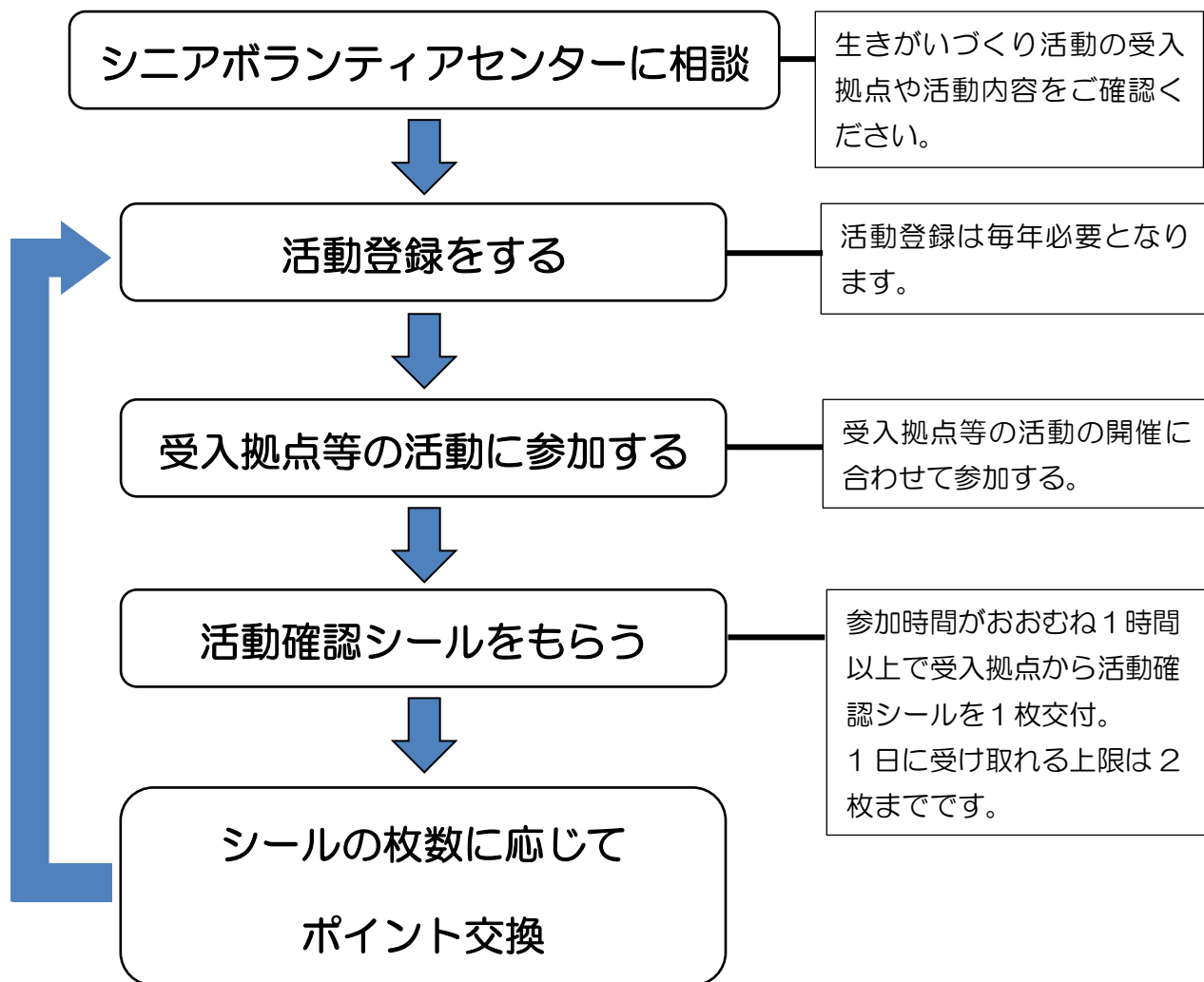
## 2. 事業の流れ

### ①地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）



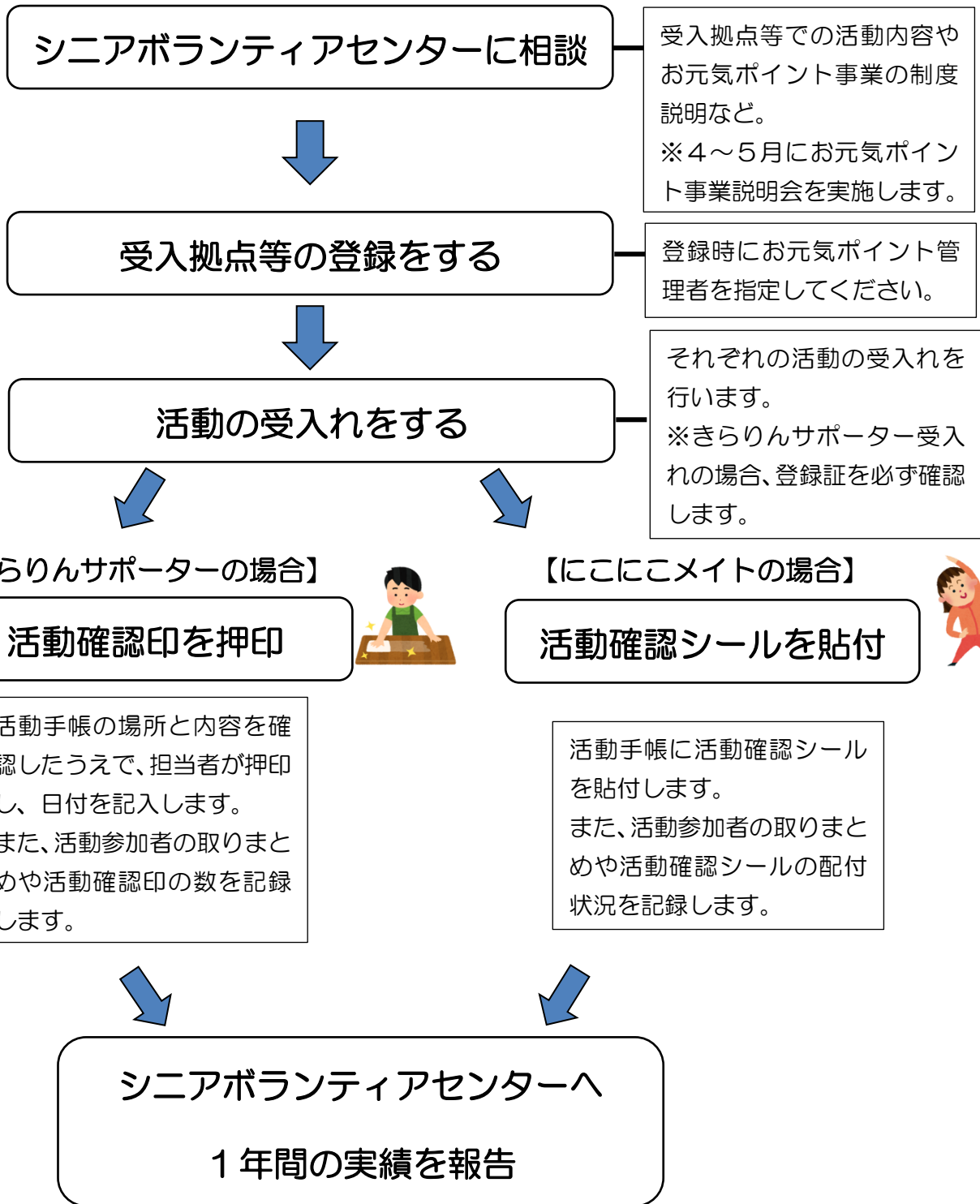
- 活動確認印 1 個 = 2 ポイント = 200 円相当
- 年間の上限は 50 ポイント（5,000 円相当）  
※にこにこメイト活動のポイントと合わせても上限は 50 ポイントです。
- 貯まったポイントは翌年に繰り越してできません。（1 年ごとに計算）
- 貯まったポイントの交換期限は、取得した翌々年の申請期間までです。
- 貯まったポイントは、交換品への交換や、受入拠点などのボランティア団体への寄附ができます。

## ②生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）



- シールの枚数 1枚 = 1ポイント = 100円相当
- 年間の上限は50ポイント（5,000円相当）  
※きらりんサポーター活動のポイントと合わせても上限は50ポイントです。
- 貯まったポイントは翌年に繰り越してできません。（1年ごとに計算）
- 貯まったポイントの交換期限は、取得した翌々年の申請期間までです。
- 貯まったポイントは、交換品への交換や、受入拠点などのボランティア団体への寄附ができます。

### ③受入拠点等





## 3. お元気ポイント管理者

活動拠点等には、きらりんサポーターまたはにこにこメイトの活動を適切に管理するために、お元気ポイント管理者がいます。

ポイントは活動1回につき100円～200円相当の金券と同じものですので、お元気ポイント管理者の責任はとても重要です。

### ◆お元気ポイント管理者の役割

お元気ポイント事業の適正な運営を行うため、お元気ポイント管理者には以下の役割があります。

#### 【共通】

- ①お元気ポイント管理者は、原則として毎回の活動終了時に押印またはシールの貼付を行い、その際に交付日を記入します。
- ②お元気ポイント管理者が不在のときは、あらかじめ代理者を決めておき、できるだけ活動当日に交付します。
- ③活動者が活動手帳を忘れてしまった場合は、その日の分の押印またはシールを交付できません。次回の活動時に前回分も含めて交付することや、活動確認シールだけを渡すことはしないようお願いします。

#### 【きらりんサポーター】

- ①受け入れをした方の活動時間に応じて、手帳に書かれた場所、内容を確認し、活動確認印を手帳に押印し、日付を記入します。
- ②受け入れた方の氏名や時間などを記録する、活動記録簿の作成。
- ③活動確認印の押印を記録する、押印状況の作成。
- ④1年間の活動で、受け入れた方の人数や活動確認印の押印状況を記録した、実績報告書の作成・提出。

※介護保険施設等では、きらりんサポーターのみのポイント管理となります。

#### 【にこにこメイト】

- ①活動確認シールの管理、保管。
- ②受け入れをした方の活動時間に応じて、活動確認シールを手帳に貼付。
- ③受け入れた方の氏名や時間などを記録する、活動記録簿の作成。
- ④活動確認シールの配付枚数などを記録する、配付状況の作成。
- ⑤1年間の活動で、受け入れた方の人数や活動確認シールの配付状況を記録した、実績報告書の作成・提出。

※サロン、シニアクラブは、にこにこメイトのポイント管理のみとなります。

◆注意事項

お元気ポイント管理者が活動確認シールを紛失した場合、紛失時の詳細な状況をシニアボランティアセンターにご報告いただきます。故意や不正を行ったことが明らか場合は、受入れ拠点の取消しや、賠償を求めたりする場合があります。

## 4. 地域ボランティア活動

(きらりんサポーター活動) ※対象者は1ページ参照



「地域ボランティア活動(きらりんサポーター活動)」とは、ボランティア活動を通して社会参加・地域貢献をすることで、地域とのつながりを深め、自身の介護予防、健康の維持促進を目的とした活動のことです。

※市、又は社会福祉協議会で主催する養成講座を修了し、シニアボランティアセンターに登録が必要となります。

### ◆対象となる活動

居場所活動支援	事務支援(申請書類作成支援、お元気ポイント関連書類作成などの支援) ※外部からの手伝い(社協で登録されているボランティア)		
	健康相談ボランティア(看護師、保健師などの有資格者が地域の居場所で体調確認や健康へのアドバイスをする)		
	サロンなどへの出前講座ボランティア(趣味・特技活用ボランティア) (例) 運動(ふまねっと)、教養(終活、パソコン)、 楽器演奏(ウクレレ) など		
介護保険施設などでのボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レクリエーションなどの参加支援や補助</li> <li>・行事の会場設営や補助</li> <li>・施設利用者の話し相手、囲碁・将棋などの相手</li> <li>・お茶出しや食堂の配膳、下膳の補助</li> <li>・草取り、洗濯物の整理、シーツ交換などの簡単な補助的活動</li> <li>・施設での特技披露(芸、音楽演奏)</li> </ul>		
社協が実施するボランティア	老人給食、さざなみ、やいたシニアマイスター、縁ジョイサポーターなど		
シルバーサポーターとしての活動の一部	体操	すこやか体操、ほんわか体操、タオル体操、玄米ダンベル体操、ストレッチ、指体操、筋トレ(スクワット等)、口腔体操、健口体操、その他シルバーサポーター研修会でいった体操等 ※DVD等を使用した場合は対象外	
	レクリエーション	脳トレ(クイズ、コグニサイズ等)、オーラルフレイル予防(歌、早口言葉、パタカラ等)、ボール等物品を使用したゲーム(ボール回し等) ※市のレクリエーション用具を使用した場合は対象外	
	体力測定及びその補助	市職員と行う測定の一部実施、記録用紙記入、実施時の転倒予防等の見守り	

※表に無い活動については事前にご相談ください。

- ◆ 1回の活動時間がおおむね1時間以上で、市、社協、介護保険施設等いずれかの担当者から手帳へ1回押印を受けます。複数の場所での活動であっても、1日2回の活動までしかポイントは付与されません。
- ◆ 同一年で、生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）への登録・参加も可能です。
- ◆ 活動記録手帳について  
きらりんサポーター活動を行う方は活動手帳に氏名、住所の他、活動ごとに実施場所、実施内容を記載していただきます。

## 5. 生きがいづくり活動

(にこにこメイト活動)

※対象者は1ページ参照



「生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）」とは、ご自身の介護予防、健康の維持の促進、社会参加を通じた地域とのつながりなど、生きがいづくりを目的とした活動のことです。

### ◆対象となる活動

市が認めた介護予防事業	いきいき体操教室参加者 (代表者、シール管理者、会場設営の手伝い、補助も含む)	
市が認めた健康づくり活動	各種介護予防教室	
	シルバーサポーター（きらりんの条件を満たしていない方）	
生きがいづくり活動	サロン参加者 (代表者、シール管理者、会場設営の手伝い、補助も含む)	
	シニアクラブ参加者 (代表者、シール管理者、会場設営の手伝い、補助も含む)	
	第2層協議体への参加 (新たに参加を希望する方は、入門講座の受講が必要)	
	はつらつ館行事参加 公民館の活動（高齢者学級）	
シルバーサポーターとしての活動の一部 (きらりんサポーター活動に含まれないもの)	シルバーサポーター研修会参加	全12回の研修会のうち1回の参加ごとに1ポイント
	シルバーサポーター養成講座参加	1コースの講座のうち1回の参加ごとに1ポイント
	いきいき体操教室参加	参加者の見守りや声掛け、手助け。他のシルバーサポーターの体操、レクリエーションの補助 舞踊、楽器演奏、手品、講話等、芸や特技披露等、基本的に参加者が見学、視聴するものを実施 お茶出し等のお手伝い、調理実習補助・配膳

※表に無い活動については事前にご相談ください。

- ◆1回の活動時間がおおむね1時間以上で、受入拠点のお元気ポイント管理者から手帳へシールを1枚貼付されます。複数の場所での活動であっても、1日2回の活動までしかポイントは付与されません。
- ◆同一年で、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）への登録・参加も可能です。※養成講座を修了し、シニアボランティアセンターに登録した方のみ。

## 6. 受入拠点等

受入拠点等（お元気ポイント事業受入拠点）とは、「地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）」や「生きがいきづくり活動（にこにこメイト活動）」を行う登録者の受入れを行う施設等です。

「地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）」を受入れる施設等では、スタッフ以外の声かけや散歩、レクリエーションの手伝いなど、関われる人が増加することで、施設等を利用する方の楽しみや生きがいきづくりの増進や、地域住民と接することが多くなり、地域における施設等の理解にもつながります。

「生きがいきづくり活動（にこにこメイト活動）」を受け入れる拠点では、健康づくり活動やコミュニケーション活動を通じた利用者の増加、新たな仲間づくりのほか、地域住民が活動することで、地域コミュニケーションの活性化にもつながります。

受入拠点になるための要件については、以下のとおりです。

### 【共通】

- ①拠点となる施設等が矢板市内にある。
- ②定款、会則又は規約等の団体運営の基準が制定されている。
- ③金融機関に団体名義の口座を開設している。
- ④8～10ページに該当する活動が行える。
- ⑤6ページにある、お元気ポイント管理者の業務が行える。

※お元気ポイント管理者の役割は、本事業にとって大変重要なものです。管理者の業務が遂行されない場合は、受入れ拠点の取消しとなります。

### 【地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）】

受入れ拠点の対象となる施設は、矢板市内にあり、介護保険施設等でのレクリエーションの補助や施設利用者の話し相手、食事の配膳、洗濯物の整理など、軽微かつ補助的なボランティア活動の受入れを希望する施設などです。

利用者にとってプラスアルファの支援を行いたい、地域における施設の理解を深めたいなどの希望があり、上記要件を満たしている場合はぜひご相談ください。

※地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）は、利用者の歩行やレクリエーションの補助、話し相手など、利用者にとって、プラスアルファで支援されるものであり、スタッフの業務の代替ではありません。

### 【生きがいきづくり活動（にこにこメイト活動）】

受入れ拠点の対象となる施設は、矢板市内にあり、高齢者サロン、シニアクラブなど、市が認める健康づくり活動やコミュニケーション活動を定期的に行う拠点などです。

地域コミュニケーションの活性化を図りたい、健康づくり活動を積極的に行いたいなどの希望があり、上記要件を満たしている場合はぜひご相談ください。

## 7. 登録申請

お元気ポイント事業に参加するには、それぞれの活動ごとに登録の方法が異なります。

### ○地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）



- ◆提出書類 ①きらりんサポーター活動登録申請書  
（養成講座修了後に記入いただきます）  
②きらりんサポーター登録証  
（養成講座終了後に登録証と活動手帳を交付します）
- ◆提出先 矢板市シニアボランティアセンター  
（矢板市社会福祉協議会内）  
TEL：0287-44-3000  
FAX：0287-43-6661  
矢板市扇町2丁目4番19号（矢板市きずな館内）
- ◆受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝祭日を除く）

### ○生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）



- ◆提出書類 ①にこにこメイト活動登録申請書
- ◆提出先 矢板市シニアボランティアセンター  
（矢板市社会福祉協議会内）  
TEL：0287-44-3000  
FAX：0287-43-6661  
矢板市扇町2丁目4番19号（矢板市きずな館内）
- ◆受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝祭日を除く）

### ○お元気ポイント事業受入拠点

- ◆提出書類 ①お元気ポイント事業受入拠点等登録申請書  
②活動が確認できる書類  
（事業計画、会報、ちらし、会則・規約など）
- ◆提出先 矢板市シニアボランティアセンター  
（矢板市社会福祉協議会内）  
TEL：0287-44-3000  
FAX：0287-43-6661  
矢板市扇町2丁目4番19号（矢板市きずな館内）
- ◆受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝祭日を除く）

## 8. 登録の変更

### ○地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）



#### ◆変更の内容

- ①市内から市内の住所変更については、手続きの必要はありません。
- ②以下の変更については、登録の取消しをご覧ください。
  - (1) 矢板市外へ転出
  - (2) 矢板市介護保険第1号被保険者でなくなった（死亡を含む）
  - (3) 感染性の疾病（かぜなどの一時的なものは含みません）
  - (4) 疾病又は負傷のため入院治療が必要
  - (5) 要介護認定又は要支援認定を受けた

### ○生きがづくり活動（にこにこメイト活動）



#### ◆変更の内容

- ①市内から市内の住所変更については、手続きの必要はありません。
- ②以下の変更については、登録の取消しをご覧ください。
  - (1) 矢板市外へ転出
  - (2) 矢板市介護保険第1号被保険者でなくなった（死亡を含む）

### ○お元気ポイント事業受入拠点

#### ◆変更の内容

代表者、活動確認シール管理者、活動場所、活動拠点など、登録決定時と内容が変更となった。

◆提出書類 お元気ポイント事業受入拠点等登録変更申請書

◆提出先 矢板市シニアボランティアセンター  
(矢板市社会福祉協議会内)

TEL：0287-44-3000

FAX：0287-43-6661

矢板市扇町2丁目4番19号（矢板市きずな館内）

◆受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝祭日を除く）



## 9. 登録の取消し

それぞれの登録者が、次の要件に該当した際は、登録の取消し、ポイント失効、交換品の返還請求、損害賠償請求をする場合がありますので、ご注意ください。

### ○地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）



#### ◆取消しの要件

- ①矢板市外へ転出したとき
- ②矢板市介護保険第1号被保険者でなくなったとき（死亡を含む）
- ③感染性の疾病となったとき（かぜなどの一時的なものは含みません）
- ④疾病又は負傷のため入院治療が必要なとき
- ⑤要介護認定又は要支援認定を受けたとき
- ⑥本人から、登録抹消の申し出があったとき
- ⑦故意又は重大な過失により市や受入拠点に損害を与えたとき
- ⑧不正な行為を行ったと認められるとき

#### ◆手続方法

きらりんサポーター活動登録後に、①～⑥に該当した場合は、速やかに「きらりんサポーター活動手帳」を返還してください。

⑦、⑧に該当した場合は、登録者に通知いたします。

### ○生きがづくり活動（にこにこメイト活動）



#### ◆取消しの要件

- ①矢板市外へ転出したとき
- ②矢板市介護保険第1号被保険者でなくなったとき（死亡を含む）
- ③本人から、登録抹消の申し出があったとき
- ④故意又は重大な過失により市や受入拠点に損害を与えたとき
- ⑤不正な行為を行ったと認められるとき

#### ◆手続の方法

にこにこメイト活動登録後に、①～③に該当した場合は、速やかに「にこにこメイト活動手帳」を返還してください。

④、⑤に該当した場合は、登録者に通知いたします。

### ○お元気ポイント事業受入拠点

#### ◆取消しの要件

- ①虚偽又は不正な手段により受入拠点等の登録を受けたとき。
- ②不正な行為を行ったと認められるとき。
- ③実績の記録及び報告、事故の報告を怠ったとき。

#### ◆手続の方法

上記の要件に該当した場合は、代表者に通知いたします。

# 10. 登録の期間

登録の期間は、それぞれの活動ごとに期間が異なります。

## ○地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）



### ◆登録の期間

地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の登録期間は、登録承認日からその年の12月31日までとなります。

次年も引き続き登録する場合は、再度、登録申請が必要となります。

なお、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の養成講座は、登録初回年に必ず受講いただき、以降は2年に一度受講していただく必要があります。

## ○生きがづくり活動（にこにこメイト活動）



### ◆登録の期間

生きがづくり活動（にこにこメイト活動）の登録期間は、登録承認日からその年の12月31日までとなります。

次年も引き続き登録する場合は、再度、登録申請が必要となります。

## ○お元気ポイント事業受入拠点

### ◆登録の期間

お元気ポイント事業受入拠点の登録は、初年のみの登録で自動更新されます。場合によっては、次年の事業計画等の提出をお願いすることがあります。

なお、登録年以降に活動内容、代表者、お元気ポイント管理者が変更となる場合には、変更申請書の提出が必要となります。

※代表者、お元気ポイント管理者が変更となった場合には、4～5月のお元気ポイント事業説明会への出席をお願いします。

# 11. 活動手帳

活動手帳は、活動実績に応じてもらえる、活動確認印または活動確認シールを貼り付けるための手帳です。地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）または、生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）の登録者1人に、それぞれの活動ごとに各1冊ずつお渡しするものです。

## ※注意事項

- ①同一年に、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）と、生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）の両方に登録した方は、手帳を2冊お持ちいただきます。
- ②活動手帳を紛失した際は、矢板市シニアボランティアセンターに再交付の手続きをしてください。その際、活動確認シールの再交付はできません。
- ③紛失した活動手帳が出てきた際や、誤ってどちらかの活動の手帳が2冊以上交付されてしまった場合は、同一年のポイントを合算することができます。お元気ポイント交換申請の際に、全ての活動手帳を提出してください。

## 12. お元気ポイントの付与

お元気ポイント事業受入拠点で活動を行った場合に交付される、活動確認印または活動確認シールの数に応じて、お元気ポイントを付与します。

### ◆地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）



- ①対象活動1回（おおむね1時間以上）につき、市、社協、介護保険施設等いずれかの担当者から、活動確認印の押印を1回受けます。活動確認印1個につき、お元気ポイントが2ポイント付与されます。
- ②1日の上限は、活動確認印2個までです。1日最大で2つの活動が対象になります。  
※1日のうちで、両活動に参加する際にポイント付与対象となるのは2活動までとなります。3回以上活動をしてポイント付与対象活動とはなりません。
- ③年間の上限は、両活動合わせてお元気ポイント50ポイント（活動確認印25個または活動確認シール50枚）です。これを超えるお元気ポイントは付与されません。
- ④お元気ポイントの付与は年単位（1～12月）になります。  
登録承認日～12月31日までの活動に対して付与されます。

### ◆生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）



- ①対象活動1回（おおむね1時間以上）につき、受入拠点のお元気ポイント管理者から活動確認シール1枚が交付されます。活動確認シール1枚につき、お元気ポイントが1ポイント付与されます。
- ②1日の上限は、活動確認シール2枚までです。1日最大で2つの活動が対象になります。  
※1日のうちで、両活動に参加する際にポイント付与対象となるのは2活動までとなります。3回以上活動をしてポイント付与対象活動とはなりません。
- ③年間の上限は、両活動合わせてお元気ポイント50ポイント（活動確認印25個または活動確認シール50枚）です。これを超えるお元気ポイントは付与されません。
- ④お元気ポイントの付与は年単位（1～12月）になります。  
登録承認日～12月31日までの活動に対して付与されます。

## 13. お元気ポイントの交換

### ◆申請期間

お元気ポイントの交換の申請期間は、活動手帳に表示してある期間となります。  
※受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日・祝祭日を除く）

### ◆お元気ポイント交換品

お元気ポイントの交換品、交換内容については、「お元気ポイント交換先一覧」をご覧ください。

### ◆申請の方法

お元気ポイント交換申請書に活動手帳を添えて、矢板市シニアボランティアセンターへ申請してください。

また、郵送による申請も可能です。

#### ※注意事項

- ① 以下の要件に該当する場合は、お元気ポイントの交換が行えません。
  - ・申請者が申請時点において矢板市に住民登録されていない。
  - ・申請者が市税及び介護保険料の滞納がある。
  - ・申請者が申請時点において矢板市介護保険第1号被保険者でない。
- ② お元気ポイントは、翌年に繰り越してできません。
- ③ きらりんサポーター、にこにこメイト同時に交換申請してください。別々に、または2回に分けての申請はできません。
- ④ 交換品のポイント合計数がお元気ポイント数を超えた場合は、希望する交換品のうち必要なポイント数が低いものから順に削除いたします。  
また、1つの交換品がポイント合計数を上回るものは対象外となります。

## 14. Q&A

### ◆事業の概要

Q1-1 やいた元気シニア地域活動応援ポイント事業はどのような事業ですか？

やいた元気シニア地域活動応援ポイント事業は、高齢者の皆さんの社会参加や健康づくり、生きがいづくりを応援する新しい仕組みです。

介護保険施設等や高齢者サロンなどの受入拠点等で、活動を行った高齢者に、その実績に応じて交換可能なポイントを付与するほか、市が実施する研修会や健康づくり活動などへの参加もポイント付与の対象になります。

貯めたポイントは、交換品への交換や、ボランティア団体などへの寄附をすることができます。

Q1-2 令和3年から事業内容に変更がありましたか、どこが変わりましたか？

要件を満たした方は、きらりんサポーター活動とにこにこメイト活動の両方への参加ができるようになりました。各活動の変更点は以下のとおりです。

【きらりんサポーター活動】

- ①対象者：65歳以上の市民
- ②対象となる活動：8～9ページ記載の活動
- ③ポイントについて：1活動2ポイント
- ④手帳について：活動ごとに自身で活動場所、活動内容を記入する。

【にこにこメイト活動】

- ①対象となる活動：10ページ記載の活動

Q1-3 活動の登録者はお元気ポイントをいくつもらえますか？また、1日の上限はありますか？

きらりんサポーター活動では、活動1回（おおむね1時間以上）につき2ポイントが付与されます。

にこにこメイト活動では、活動1回（おおむね1時間以上）につき1ポイントが付与されます。年間のポイント上限は両活動合わせて50ポイントです。

※1日のうちで、両活動に参加する際にポイント付与対象となるのは2活動までとなります。3回以上活動をしてポイント付与対象活動とはなりません。

（例1）午前きらりん1回（2ポイント）、午後きらりん1回（2ポイント）、午後にこにこ1回（1ポイント）⇒4ポイント付与

（例2）午前きらりん1回（2ポイント）、午前にこにこ1回（1ポイント）、午後にこにこ1回（1ポイント）⇒3ポイント付与

Q1-4 お元気ポイント1ポイントあたりの換算額は、いくらですか？

お元気ポイントの換算額は、1ポイント100円相当に換算します。

Q1-5 お元気ポイント事業受入拠点等登録申請書の寄附の受入れとはどういうことですか？

お元気ポイントの交換先に、お元気ポイント事業受入拠点への「寄附」が出来る仕組みとなっており、申請書の提出に併せて寄附の受入れの可否をお伺いしています。

## ◆地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）



Q2-1 地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）とは、どのような活動ですか？

「地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）」とは、ボランティア活動を通じた社会参加・地域貢献をすることで、地域とのつながりを深め、自身の介護予防、健康の維持促進を目的とした活動のことです。

Q2-2 地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の対象活動はどのようなものがありますか？

地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の対象活動は、介護保険施設等のお元気ポイント事業の受入拠点として登録がされた場所でのボランティア活動、社協が募集・実施しているボランティア活動等です。自主的なボランティア活動は対象となりません。

※詳しい活動内容については8～9ページ参照

## 『例えば、こんな活動は対象になりますか？』

- (1) 数人の仲間で介護保険施設へ見舞いに行っている。  
→見舞いや、面談を目的とした訪問は対象活動にはなりません。  
8～9ページ記載の「介護保険事業所や福祉施設などでのボランティア」に該当する活動を、お元気ポイント事業受入拠点に登録されている施設で行う場合に、対象活動になります。
- (2) 介護保険施設で特技披露等をするための練習会を定期的に行っている。  
→各種団体の練習については、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の対象活動にはなりません。

(3) 子ども達の登下校の際に、地域のスクールガードを行っている。  
→お元気ポイント管理者が、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）を行っている登録者の開始から終了までの時間の活動確認を確実に行うことが困難であるため、対象活動にはなりません。

(4) ボランティア団体で活動を行っている。  
→地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）については、介護保険施設など、利用者がいる施設等でのボランティア活動、または、社協が募集・実施しているボランティア活動に限定しており、ボランティア団体の活動については、対象としておりません。

Q2-3 市外の施設等で行うボランティア活動は、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の対象活動になりますか？

地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）については、本市の地域社会づくりへの貢献を想定しており、お元気ポイント事業受入拠点の登録を受け付けておりませんので、市外での活動は対象になりません。

Q2-4 矢板市内の介護保険施設でボランティア活動を行っています。地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の対象活動になりますか？

介護保険施設でのボランティアについては、事前にお元気ポイント事業受入拠点として登録されている必要があります。施設の方に確認いただき、登録されていない場合は、受入拠点の登録についてお話ししてみてください。

また、シニアボランティアセンターから施設に連絡することも出来ますので、ご相談ください。

Q2-5 お元気ポイント事業受入拠点で地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）を、朝、昼、夕に20分ずつ行っている活動は対象になりますか？

1回の活動でおおむね1時間以上を対象としており、時間の通算は行いません。また、活動の時間が長時間であっても、1回の活動として取り扱われます。



Q2-6 地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）に登録していましたが、対象要件が満たされなくなったため、登録が取り消しとなりました。同一年内に生きがづくり活動（にこにこメイト活動）に参加することはできますか？

要件を満たした方は、同一年内に、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）と生きがづくり活動（にこにこメイト活動）に参加することが可能です。

また、ポイント交換申請については、合算して申請することができますので、生きがづくり活動（にこにこメイト活動）の申請時に、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）に登録していた旨をお話してください。

Q2-7 地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）での事故等を補償する保険はありますか？

活動については、自己責任となりますので、事故等を補償する保険加入は市及び社協では行いません。

なお、活動にかかる保険加入を希望される方は、シニアボランティアセンターにご相談ください。

## ◆生きがづくり活動（にこにこメイト活動）



Q3-1 生きがづくり活動（にこにこメイト活動）とは、どのような活動ですか？

「生きがづくり活動（にこにこメイト活動）」とは、ご自身の介護予防、健康の維持の促進、社会参加を通じた地域とのつながりなど、生きがづくりを目的とした活動のことです。

Q3-2 生きがづくり活動（にこにこメイト活動）の対象活動はどのようなものがありますか？

対象となる活動は、お元気ポイント事業の受入拠点等登録がされた場所での活動への参加、市が開催する介護予防事業への参加、市が認めた健康づくり活動、コミュニケーション活動への参加等です。自主グループでの活動は対象となりません。また、介護保険施設等での介護サービス等は対象となりません。

※詳しい活動内容については10ページ参照

## 『例えば、こんな活動は対象になりますか？』

- (1) 介護保険施設で介護サービスを受けている。  
→介護保険施設での介護サービスについては、介護保険の支給を受けている状態となるため、生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）の対象活動にはなりません。
- (2) 介護保険施設で特技披露等をするための練習会を定期的に行っている。  
→各種団体の練習については、活動実績を客観的に把握することが困難なため、自主的なグループ活動にあたりますので、対象活動にはなりません。
- (3) 地域で開催している「いきいき体操教室」に参加している。  
→「いきいき体操教室」については、市高齢対策課の介護予防事業になりますので、生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）対象活動となります。
- (4) 数人で定期的に介護予防活動をしている。  
→数人での活動については、活動実績を客観的に把握することが困難なため、自主的なグループ活動にあたりますので、対象活動にはなりません。
- (5) 市の介護予防事業（〇〇教室など）に参加しました。  
→市が実施する介護予防事業は、もちろん対象活動となります。通常の活動と異なった方式で、活動確認シールを交付します。

Q3-3 市外の施設等で行っている高齢者サロン等に参加した場合は、生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）の対象活動になりますか？

生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）については、地域へ社会参加することで、地域とのつながりを深めることを想定しており、市外にはお元気ポイント事業受入拠点の登録を受け付けておりませんので、市外での活動は対象になりません。

Q3-4 お元気ポイント事業受入拠点で生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）を、朝、昼、夕に20分ずつ行っている活動は対象になりますか？

1回の活動でおおむね1時間以上を対象としており、時間の通算は行いません。また、活動の時間が長時間であっても、1回の活動として取り扱われます。

Q3-5 生きがいつくり活動（にこにこメイト活動）に登録していましたが、ボランティア活動に興味がわいてきました。同一年内に地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）にも登録することはできますか？

同一年内に、生きがいつくり活動（にこにこメイト活動）と地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）に登録することは可能です。（ただし、きらりんサポーターへの登録には養成講座の受講と、シニアボランティアセンターへの登録が必要です。）

また、ポイント交換については、合算できますので、申請の際には両方の手帳を提出してください。上限は50ポイントです。

Q3-6 生きがいつくり活動（にこにこメイト活動）での事故等を補償する保険はありますか？

活動については、自己責任となりますので、事故等を補償する保険加入は市及び管理運営機関では行いません。

なお、活動にかかる保険加入を希望される方は、シニアボランティアセンターにご相談ください。

## ◆お元気ポイント事業受入拠点

Q4-1 お元気ポイント事業受入拠点になることで、どのようなメリットがありますか？

「地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）」を受入れる施設等では、スタッフ以外の声かけや散歩、レクリエーションの手伝いなど、関われる人が増加することで、施設等を利用する方の楽しみや生きがいつくりの増進や、地域住民と接することが多くなることで、地域における施設等の理解にもつながるなどのメリットがあります。

また、「生きがいつくり活動（にこにこメイト活動）」を受入れる拠点では、健康づくり活動やコミュニケーション活動を通じた利用者の増加、新たな仲間づくりのほか、地域住民が活動することで、地域コミュニケーションの活性化にもつながります。

Q4-2 お元気ポイント事業受入拠点になるための要件はありますか？

受入拠点になるための要件については、以下のとおりです。

- ◆地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の受入拠点
  - ①拠点となる拠点等が矢板市内にある。
  - ②定款、会則又は規約等の団体運営の基準が制定されている。
  - ③金融機関に団体名義の口座を開設している。
  - ④25ページにある、お元気ポイント管理者の業務が行える。
  - ⑤利用者にとってプラスアルファの支援を行いたい。
  - ⑥地域における施設の理解を深めたい。
  
- ◆生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）の受入拠点
  - ①拠点となる施設等が矢板市内にある。
  - ②定款、会則又は規約等の団体運営の基準が制定されている。
  - ③金融機関に団体名義の口座を開設している。
  - ④〇ページにある、お元気ポイント管理者の業務が行える。
  - ⑤地域コミュニケーションの活性化を図りたい。
  - ⑥健康づくり活動を積極的に行いたい。

上記の要件を満たした受入拠点については、ぜひ登録をお願いします。

- ◆地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）のお元気ポイント事業受入拠点
  - ①社会福祉協議会が実施するボランティア（老人給食など）
  - ②矢板市内の介護保険施設  
「特別養護老人ホーム」、「介護保険施設」など
  - ③市で認めるシルバーサポーター活動の一部
  
- ◆生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）のお元気ポイント事業受入拠点
  - ①地域のきらきらサロン（高齢者サロン）
  - ②地域のシニアクラブ
  - ③泉はつらつ館、木幡北山はつらつ館、公民館活動など
  - ④第2層協議体

## 『例えば、こんな活動は対象になりますか？』

- (1) 介護保険施設です。定期的にボランティアの受入れを行っている。  
→介護保険施設でのボランティアについては、地域ボランティア活動(きらりんサポーター活動)の対象となるものがあります。(8～9ページ参照)対象活動であれば、利用者・活動者にとって互いにプラスになりますので、受入拠点として登録できます。
- (2) 自主グループで定期的に卓球の練習を行っている。  
→グループ員での活動であり、広く周知された活動ではないため、受入拠点の登録はできません。
- (3) 自宅を利用して、近隣の方の高齢者サロンを行っている。  
→個人的な高齢者サロンについては認めておりません。  
ただし、自宅を利用した場合であっても、団体を構成し、地域に広く周知された高齢者サロンであれば、受入拠点として認められますので、ご相談ください。
- (4) 拠点となる施設は矢板市内にあるが、団体の所在地が市外にある。  
→拠点となる施設が矢板市内にあり、受入拠点として要件を満たしていれば、受入拠点として認められます。  
ただし、市外の方が拠点を利用しても、お元気ポイント事業の対象活動にはなりません。

Q4-3 活動の登録者を受入れた際に、登録者の事故等の補償はどうなりますか？

活動については、自己責任となり、登録者の事故等の補償は、市及び管理運営機関では行いませんので、受入拠点での対応となります。

Q4-4 お元気ポイント事業受入拠点として登録された場合、施設等チラシに「お元気ポイント事業受入拠点」と明示してよろしいでしょうか？

事業の周知にもつながりますので、ぜひお願いします。

Q4-5 お元気ポイント事業受入拠点として登録が却下されましたが、納得できない場合は、再検討してもらえますか？

社協で却下の理由や、登録決定のための必要事項について説明いたしますので、ご相談ください。

Q4-6 お元気ポイント事業受入拠点として登録しましたが、登録内容を変更する際は、どうしたらよいですか？  
また、役員改選などで「お元気ポイント管理者名」が変更となりました。

シニアボランティアセンターに登録変更申請書のご提出をお願いします。

Q4-7 「お元気ポイント管理者」になるための条件はありますか？

施設や団体に所属している方で、活動状況を把握することができ、責任をもって「活動確認シール」を管理できる方であれば、年齢を問わずどなたでもなることができます。

Q4-8 「お元気ポイント管理者」の役割は何ですか？

お元気ポイント管理者は、お元気ポイント事業の適正な運営を行うため、本事業にとって、重要な役割となっています。

活動確認シール管理者には、6ページにある事務を行っていただきます。

Q4-9 「お元気ポイント管理者」が「活動確認シール」を紛失した場合は、何か罰則がありますか？

紛失した時の詳細な状況をシニアボランティアセンターに報告していただきます。なお、故意に不正を行ったことが明らかな場合は、お元気ポイント事業受入拠点の取消しや、賠償を求めたりすることがあります。

Q4-10 「お元気ポイント管理者」は「活動確認印」または「活動確認シール」をいつ渡せば良いですか？

原則として、毎回の活動終了時に押印またはシールの貼付を行い、その際に交付日を記入します。

「活動確認シール管理者」が不在のときは、あらかじめ代理者を定めておき、できるだけ「活動当日」に交付するようお願いします。

また、登録者が「活動手帳」を忘れてしまった場合は、その日の分の押印またはシールを交付できません。次回の活動時に前回分も含めて交付することや、活動確認シールだけを渡すことはしないようお願いします。

Q4-11 登録者の出入り時間が確認できない時は、どうしたら良いですか？

来た時間を周囲の方に確認し、おおむね1時間以上の活動実績が確認できれば、終了時間の1時間以上前の時間を「活動記録簿」に記載して、「活動確認印」または「活動確認シール」を交付してください。

Q4-12 お元気ポイント事業受入拠点の運営メンバーに登録者がいた場合は、活動の対象となりますか？

「地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）」、「生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）」が、運営メンバーとなっても問題ありません。

ただし、地域や市民に直接関わる活動を対象としていますので、運営メンバーの会議や事前打ち合わせ、準備作業、親睦会、研修会などは対象活動にはなりません。

## ◆活動手帳

Q5-1 活動確認印や活動確認シールの交付を受けていた活動手帳を紛失しました。今までもらった分はどうなるでしょうか？

今までの活動確認印、活動確認シールの再交付は行いません。

活動手帳については再交付いたしますので、シニアボランティアセンターで再交付申請をお願いします。

Q5-2 活動日に手帳を持ってくるのを忘れてしまいました。後日確認印や活動確認シールの交付はしてもらえますか？

活動手帳を忘れてしまった場合、その日の分の押印またはシールの交付を受けることはできません。次回の活動時に前回分も含めて交付を受けることや、活動確認シールだけを受け取ることもできませんので、活動には必ず手帳をお持ちいただくようお願いします。

Q5-3 新しい活動手帳を交付してもらった後に、古い活動手帳が出てきた場合、古い活動手帳の活動確認印や活動確認シールはどうなりますか？

古い活動手帳が出てきた場合は、新しい活動手帳と合算することができますので、ポイント交換申請時に2冊とも提出してください。

ただし、2冊の合計が50ポイントを超えていても、交換申請できるのは50ポイントが上限となります。

Q5-4 活動確認印や活動確認シールの交付を受けていた、活動手帳を汚してしまいました。交換してもらえますか？

汚れていてもポイント交換はできますので、そのままご利用ください。

なお、使用できないほど汚れたり、破れたりしてしまった場合は、シニアボランティアセンターにご相談ください。

## ◆ポイント交換申請

Q6-1 ポイント交換の申請方法を教えてください。

活動手帳と、申請書を申請期間内にシニアボランティアセンターに提出してください。

ポイント交換に必要な申請書などについては、シニアボランティアセンターで配布しています。

Q6-2 ポイント交換の申請期間はいつまでですか？

活動手帳に表示してある年の、翌年及び翌々年の申請期間までとなります。

ポイント交換申請時に、翌年の活動申請も受付いたしますので、同時に申請することをお勧めします。

Q6-3 ポイント交換に上限はありますか？

1年間（1月～12月まで）のポイント交換の上限は、50ポイントです。

Q6-4 ポイント交換申請時に、矢板市から転出（死亡）している場合は、ポイント交換できますか？

ポイント交換申請時に、登録要件を満たしていない場合は、ポイント交換はできません。

Q6-5 寄附の受入れ団体はどこですか？

交換申請時にお渡しする「寄附受入団体一覧表」をご覧ください。シニアボランティアセンターのホームページでもご覧になれます。

Q6-6 ポイント交換申請後に、残りのお元気ポイントでもう一度交換申請をすることはできますか？

ポイント交換は、申請期間内に1回のみとなります。残りのお元気ポイントでの再交換申請をすることはできません。

Q6-7 ポイント交換申請後、残りのお元気ポイントを、次の年のお元気ポイントと合算して申請することはできますか？

ポイント交換は、当該年の活動確認印や活動確認シールの数で交換となるため、翌年分との合算はできません。



Q6-8 ポイント交換品を複数選択することは可能ですか？

貯めたポイント内であれば、そのポイントの範囲内で交換品を複数選択することができます。ただし、貯めたポイント数よりもポイント交換品の方が多い場合は、希望する交換品のうち、ポイント数が低いものから削除します。

# MEMO







矢板市の元気シニアを応援します！